

富士・東部広域環境事務組合
一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価
<準備書の概要>

1. 事業の概要

山梨県は、環境影響を低減し、経済性や効率性を高める観点から、「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、複数の市町村がごみ処理を共同して行うことを推進しています。富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、及び丹波山村の4市2町6村は、ごみ処理施設の集約・広域化に向けて協議を重ねた結果、富士・東部広域環境事務組合を設立し、西桂町小沼米倉地区他に新たなごみ処理施設を整備することを決定しました。新たなごみ処理施設（以下、「計画施設」と言います。）の整備を本組合の「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（令和7年10月、以下、「基本設計書」と言います。）に沿って進めています。

【対象事業の概要】

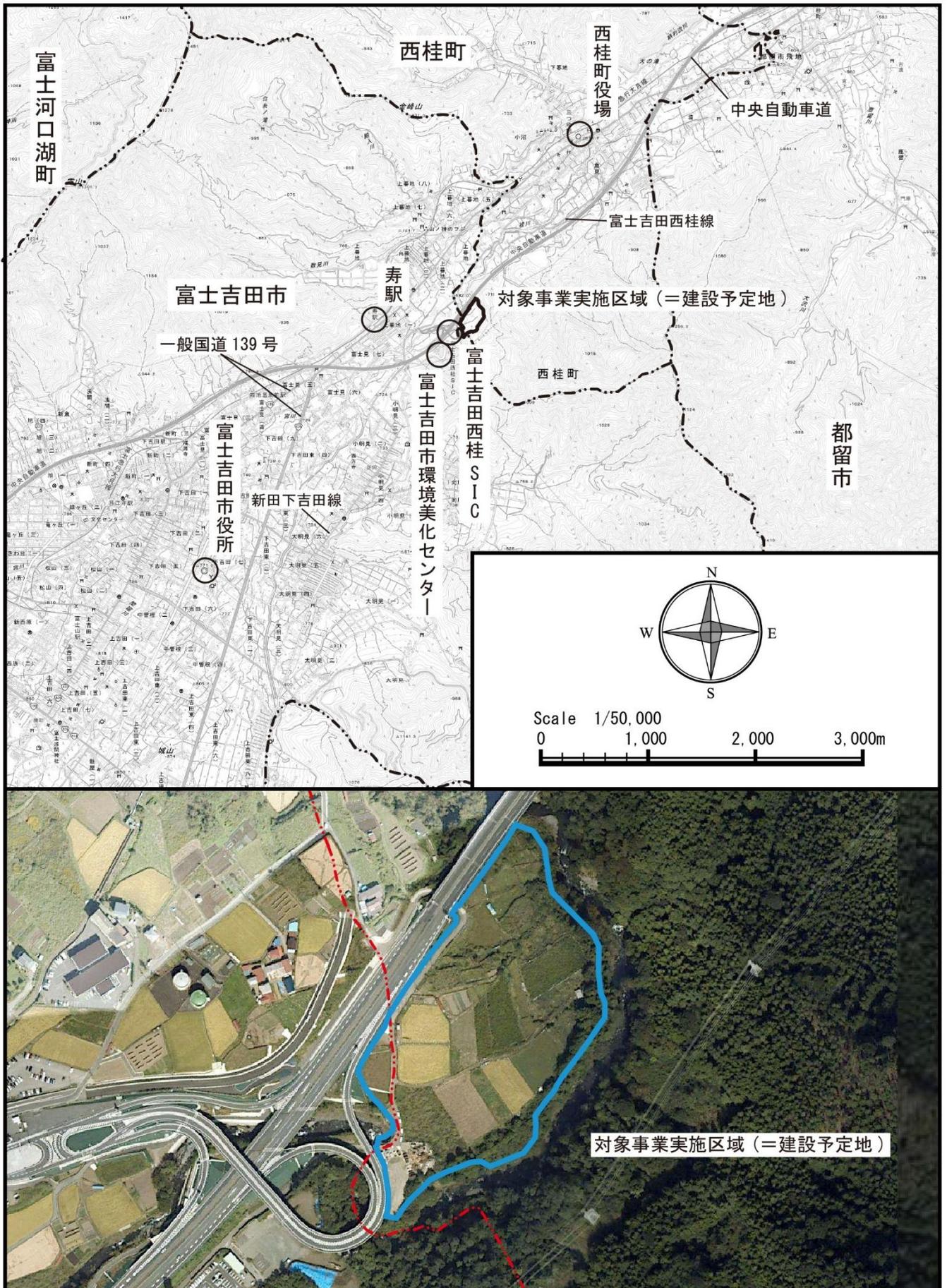
項目	計画の概要
施設の所在	山梨県南都留郡西桂町小沼米倉 3434-1、富士吉田市上暮地五名米倉 5-2ほか
施設の種類 (処理するごみの種類) 処理方式 処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設（可燃ごみ・破碎残渣等）-----210t/日 焼却方式 ストーカ式、105t/24h × 2 炉 ○マテリアルリサイクル推進施設----- 36.1t/日 <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理施設（不燃ごみ、粗大ごみ等）----- 14.0t/日 破碎＋選別＋貯留・保管方式、5h/日稼働 ・資源化施設（資源ごみ）----- 22.1t/日 選別＋貯留・保管方式、5h/日稼働
事業方式	DBO 方式 計画施設の所有：本組合 計画施設の設計・建設、運営を行う事業者が一括して受託 工事施工事業者は、落札後に計画施設の実施設計を行い、施設を建設する 施設運営事業者は、特別目的会社（SPC）を設立し、20年間の運営を行う
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○実施設計----- 令和 9～10 年度（2027～2028 年度） ○造成・設計、建設工事----- 令和 9～13 年度（2027～2031 年度） ○施設供用開始----- 令和 14 年度（2032 年度）

【事業の工程】

工事の細目	年度	令和						
		8年度 2026年度	9年度 2027年度	10年度 2028年度	11年度 2029年度	12年度 2030年度	13年度 2031年度	14年度 2032年度
実施設計								
施設建設工事（造成工事含む）								
施設供用								

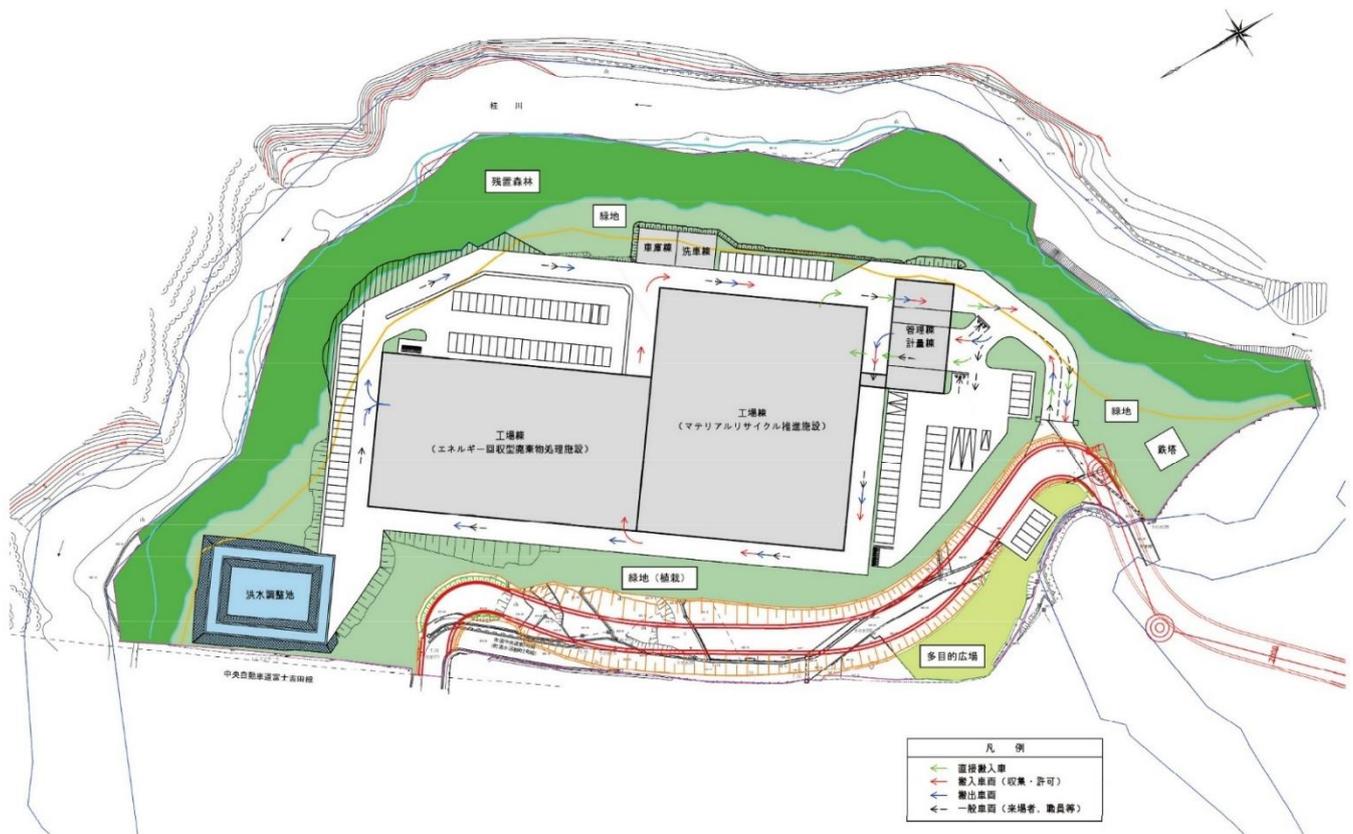
【対象事業実施区域の位置と現況】

計画施設は、富士吉田市環境美化センターの北東側、西桂町及び富士吉田市に整備します(約4ha)。現状は、水田及び畑の跡地となっています。

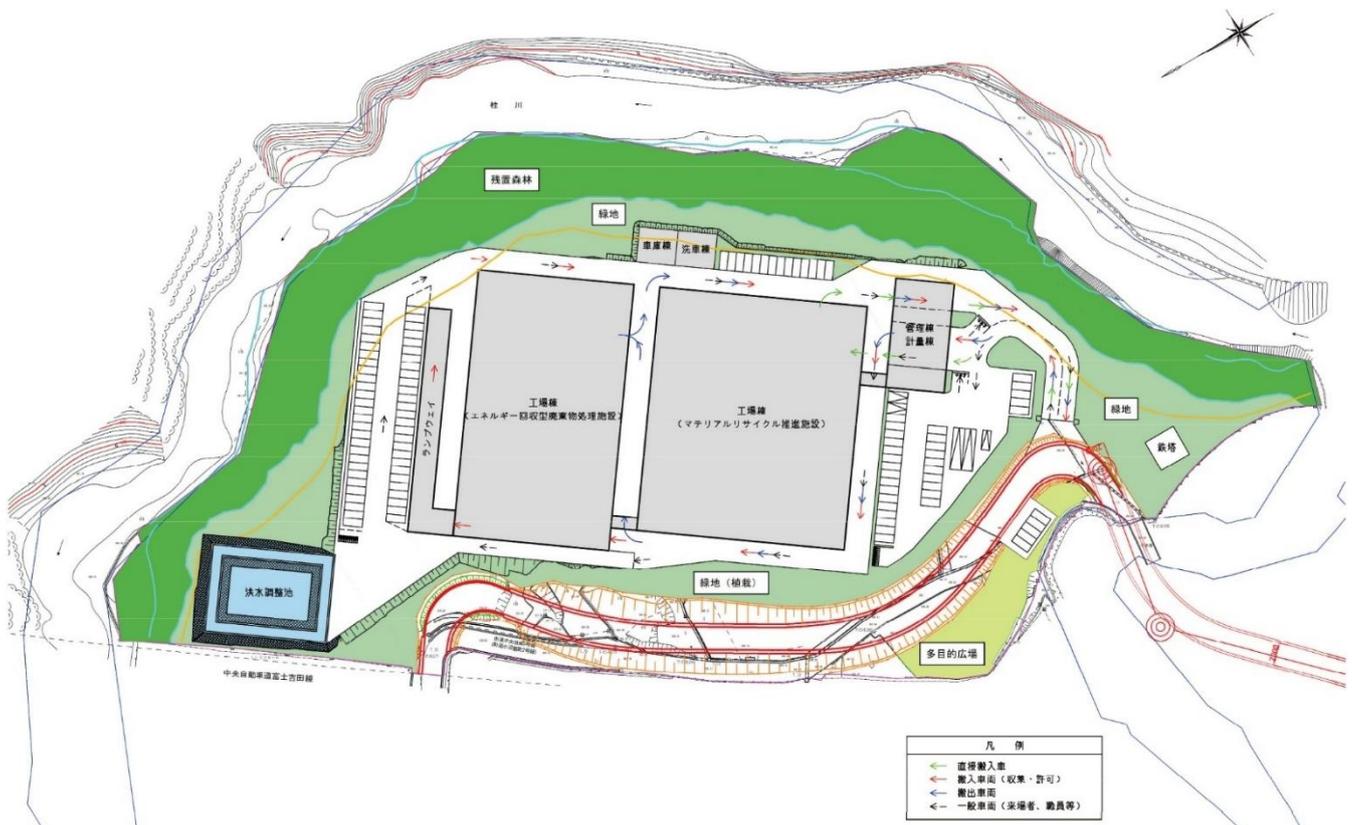


【事業計画の複数案】

本事業は、設計・建設及び運営に係る業務を、設計・建設、運営を行う事業者が一括して受託する DBO 方式により実施するため、施設の詳細な設計は工事施工事業者の提案となります。このため、環境影響評価では造成工事のパターンや煙突高さ、施設の配置及び色について複数案を設定して影響評価を行いました。



施設配置の複数案の例（合棟案）



施設配置の複数案の例（別棟案）

【環境保全計画】

・公害防止基準

計画施設では、公害防止基準を設定し、これらの基準値をクリアできる性能を有する施設を設計・建設し、また基準値を守って運営を行います。

項目		単位	公害防止基準
排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.02 以下
	硫黄酸化物	ppm	20 以下
	塩化水素	ppm	50 以下
	窒素酸化物	ppm	80 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05 以下
	一酸化炭素（4時間平均）	ppm	30 以下
	一酸化炭素（1時間平均）	ppm	100 以下
	水銀	μg/m ³ N	30 以下
粉じん	排気口出口の粉じん濃度	g/m ³ N	0.1 以下
排水	生物化学的酸素要求量(BOD)（濃度）	mg/L	10以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)（除去率）	%	90 以上
	大腸菌数	CFU/mL	800 以下
騒音	昼間（午前8時～午後7時）	デシベル	65 以下
	朝（午前6時～午前8時） 夕（午後7時～午後10時）	デシベル	60 以下
	夜間（午後10時～翌日午前6時）	デシベル	50 以下
振動	昼間（午前8時～午後7時）	デシベル	65 以下
	夜間（午後7時～翌日午前8時）	デシベル	60 以下
悪臭	敷地境界線上における臭気指数	—	13 以下
	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数	—	「悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法」により算出した値以下
	排水水における臭気指数	—	「悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法」により算出した値以下

・排水対策

施設内で生じるプラント排水は、施設内で処理後に再利用し、施設外に排水しないクロージドシステムを採用します。

生活排水は、合併浄化槽により処理した後に桂川へ放流します。

雨水排水は、洪水調整池を介して桂川に放流します。

・騒音、振動、交通量等の対策

施設建設に際して土地造成が必要ですが、地形を生かした設計を行い、土砂の運搬を最小化し、工事中の運搬車両の台数を少なくします。

廃棄物運搬車両は、極力幹線道路を通行させ、住宅地や通学路の近くを通らないように指導します。

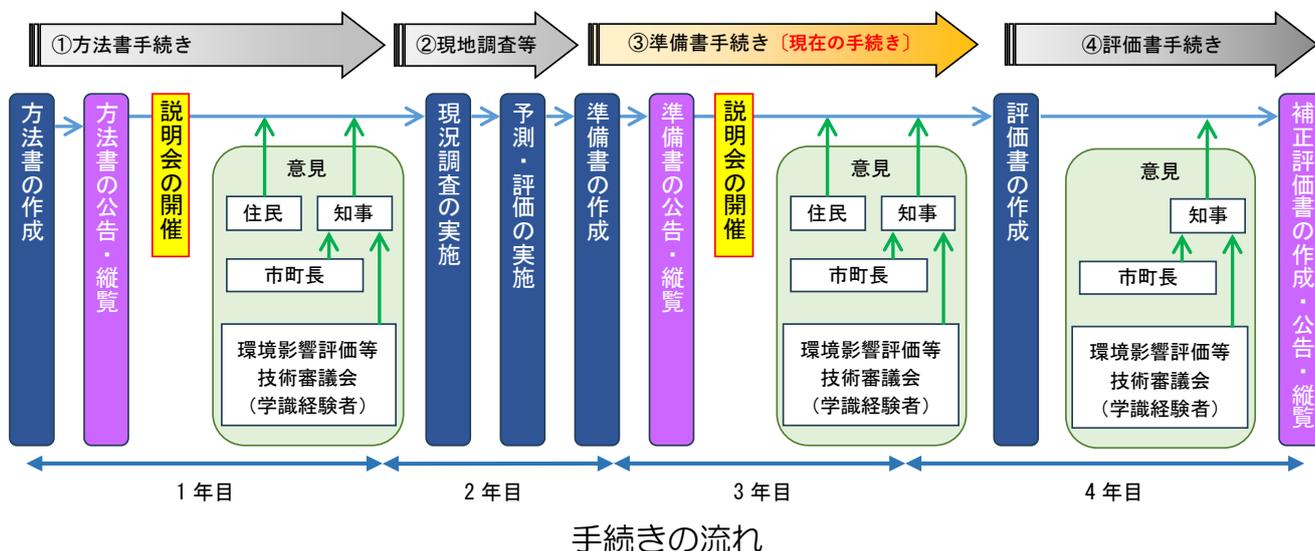
2. 環境影響評価とは

環境影響評価とは、大規模な開発事業を実施するにあたり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ環境影響評価を行う事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていく手続きです。

3. 環境影響評価の手続き

本事業の環境影響評価は、山梨県環境影響評価条例に基づいて行う「条例アセス」です。

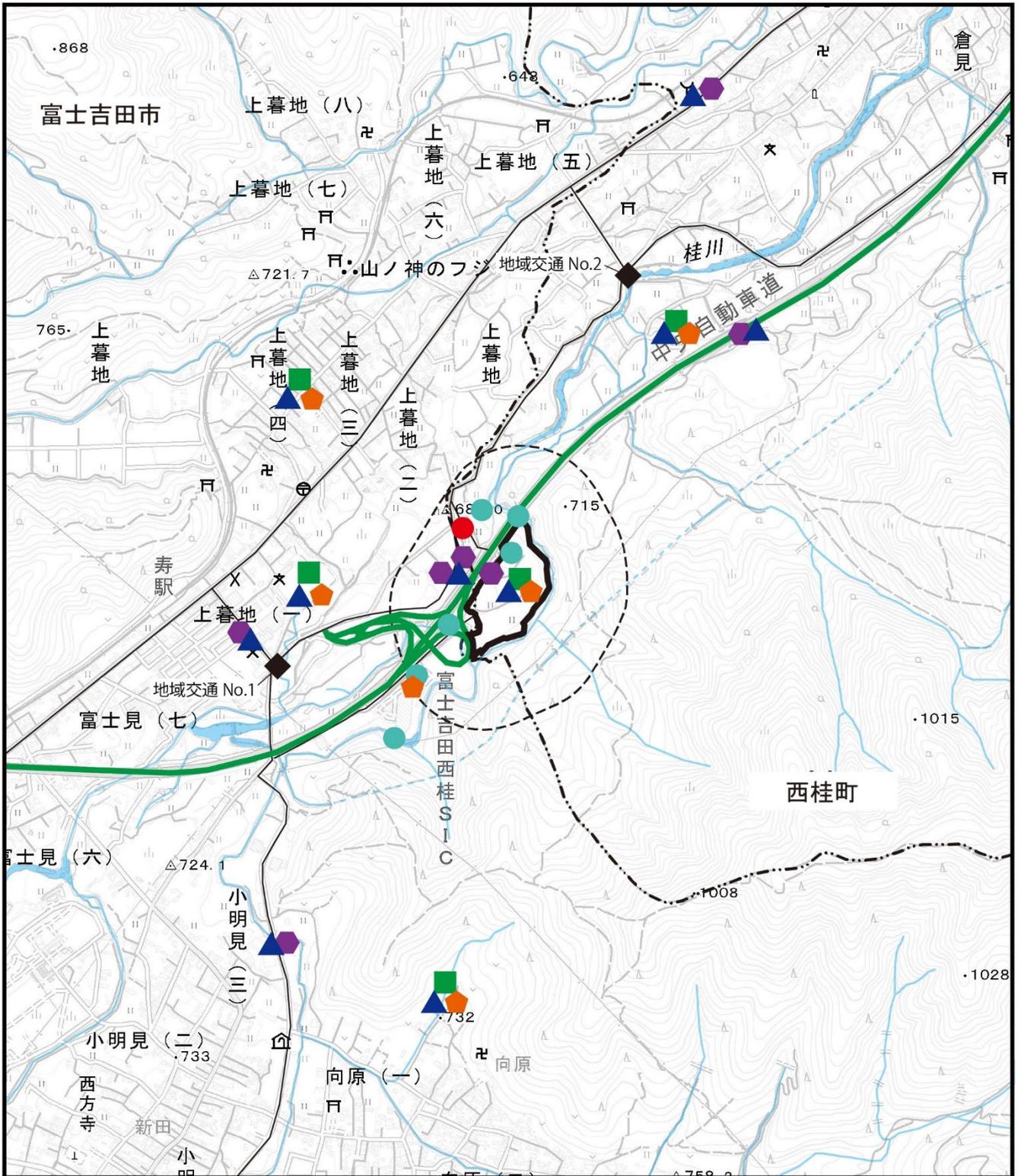
環境影響評価を行う事業者が方法書、準備書などの図書を作成し、住民説明会で内容を説明し、住民の皆様から意見を頂く機会が設けられています。また、図書を知事と関係市町村長に送付し、各分野の専門家（学識経験者など）で組織する山梨県の「環境影響評価等技術審議会」が内容を審議し、関係市町村長の意見も踏まえて、知事の意見が出されます。頂いた意見を尊重して手続きを進めています。



4. 準備書の概要

令和5年10月に作成した方法書に基づいて調査を実施し、調査結果を基に事業が環境に与える影響を予測して、事業実施の評価を行った結果を準備書としてまとめました。

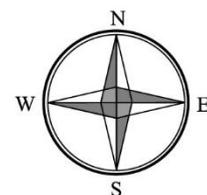
大気汚染、騒音、水質、動物・植物等20項目について、文献資料調査と現地調査を行って現状の環境の状況を把握し、基本設計書に示された事業の計画を基にシミュレーション等によって環境への影響を予測しました。



凡例

- | | |
|-------------|--------------|
| 対象事業実施区域 | 市町境 |
| 中央自動車道富士吉田線 | 地上気象、大気質 |
| 国道・県道等 | 悪臭 |
| 河川及び水路 | 騒音・振動、低周波音 |
| | 水質、土質、底質、地下水 |
| | 土壌 |
| | 日照障害 |
| | 生物調査範囲 |
| | 地域交通 |

主要な現地調査地点及び予測地点



【環境影響評価の項目】

環境影響評価項目	境影響要因	工事期間中				存在・供用時				
		施工	造成等の稼働	建設機械の車両の走行	資機材運搬	施設の存在	施設の稼働	車両の走行	廃棄物運搬	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	①大気汚染	二酸化硫黄 (SO ₂)					○			
		二酸化窒素 (NO ₂)		○	○		○	○		
		浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○		○	○		
		塩化水素 (HCl)					○			
		ダイオキシン類					○			
		微小粒子状物質 (PM _{2.5})				△	△	△		
		粉じん	○	○	▽					
		その他必要な項目 (水銀)					○			
	②悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)					○	▽		
	③騒音	騒音レベル	○	○	○		○	○		
	④低周波音	低周波音圧レベル					○			
	⑤振動	振動レベル	○	○	○		○	○		
	⑥水質汚濁	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				○	○		
			化学的酸素要求量 (COD)							
			浮遊物質 (SS)	○				○	○	
			全りん (T-P)、全窒素 (T-N)					○		
			ダイオキシン類							
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)							
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)							
		地下水の水質	地下水質に係る環境基準項目							
			水道水水質基準項目							
			地下水に係る指標項目							
	水底の底質	COD								
		粒度組成	△							
		その他必要な項目 (有害物質)	△							
	⑦水象	表流水					○			
		地下水位						○		
	⑧地盤沈下						○			
	⑨土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準項目	○							
ダイオキシン類							○			
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質									
土地の安定										
⑩日照障害						○				
反射光										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	⑪植物	植物	○			○				
	⑫動物	動物	○	△	△	○	△	△		
	⑬水生生物	水生生物	○				△			
	⑭生態系	地域を特徴づける生態系	○				○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	⑮景観・風景					○				
	⑯人と自然との触れ合い活動の場	○								
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	⑰廃棄物・発生土	○					○			
	⑱大気汚染物質・水質汚濁物質		▽	▽		○	▽			
	⑲温室効果ガス等		○	○		○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量									
その他の項目	⑳地域交通				○			○		

注) 表中の記号は、以下を示しています。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目 (調査・予測・評価を行わない)

空欄：関連性がほとんど認められないため環境影響評価を行わない項目

5. 環境影響評価の結果の概要

【1. 大気汚染】

	評価の結果	環境保全※
工事期間中	<p>【造成等の施工及び建設機械の稼働による影響】 二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び粉じんのいずれも、予測結果は環境基準等を满足します。</p> <p>【資機材運搬車両の走行による影響】 二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})のいずれも、予測結果は環境基準等を满足します。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策機械の導入 ・残土の抑制 ・搬入ルート工夫 ・散水、清掃 など
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】 二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、ダイオキシン類、水銀及び微小粒子状物質(PM_{2.5})のいずれも、予測結果は環境基準等を满足します。塩化水素(HCl)は環境保全のための措置を講じることで、境基準等を满足します。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行による影響】 二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})のいずれも、予測結果は環境基準等を满足します。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策の実施(ろ過式集じん器、有害ガス除去設備等) <p>【環境保全措置(最小化)】 特殊な気象条件下では、塩化水素(HCl)の地上濃度が高くなる場所があるため、塩化水素の排出上限値を50ppmから25ppmに変更します。</p>

※【環境配慮事項】は事業計画に位置付けられた環境保全のための配慮を、【環境保全措置】は環境影響評価の結果、必要と判断された追加の措置を示します。

■大気汚染の予測結果

区分	影響要因	予測項目	単位	予測地点 (最大となる地点)	予測結果	環境 基準等
工事 期間中	造成等の施工 建設機械の稼 働	二酸化窒素(NO ₂)	ppm	直近民家	0.0022	0.04
		浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³		0.034	0.10
		粉じん	t/km ² /月		2.72	10
	資機材運搬車 両の走行	二酸化窒素(NO ₂)	ppm	最も高い道路端	0.017	0.04
		浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³		0.029	0.10
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	μg/m ³		<7.2	15
存在・ 供用時	施設の稼働	二酸化硫黄(SO ₂)	ppm	最大着地濃度地 点(長期平均) 煙突59m	0.0020	0.04
		二酸化窒素(NO ₂)	ppm		0.0135	0.04
		浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³		0.0340	0.1
		ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³		0.0414	0.6
		水銀	μg/m ³		0.00222	0.04
	廃棄物運搬車 両の走行	塩化水素(HCl)	ppm	最大着地濃度地 点(短期高濃度) 煙突59m	0.0190	0.02
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	μg/m ³	—	<7.2	15
		二酸化窒素(NO ₂)	ppm	最も高い道路端	0.016	0.04
		浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³		0.029	0.10
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	μg/m ³		<7.2	15

注1) 年平均値の最大着地濃度地点は、計画施設の南側540mの山林です。

注2) 塩化水素の値は、排ガスの環境保全措置実施後の値です。

【2. 悪臭】

評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>煙突排ガスの影響が最も大きい場所（最大着地濃度地点）でも、臭気指数は12となり、臭気指数の規制基準13を満足します。</p> <p>施設からの悪臭の漏洩についても、ごみピットからの臭気の漏洩防止対策等により、臭気指数の規制基準13を超えない対応を取ります。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット臭気漏洩防止 ・必要に応じた消臭剤使用 ・悪臭の測定

【3. 騒音】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工及び建設機械の稼働による影響】</p> <p>予測結果は、敷地境界の規制基準等を満足します。</p> <p>【資機材運搬車両の走行による影響】</p> <p>現状で環境基準を超過している箇所があるため、すべての地点で環境基準を満足する訳ではありませんが、騒音レベルの増加量は最大で2dBであり、大きな影響とはなりません。市町村長が道路管理者に対して交通規制や道路構造改善などを要請するための基準である「要請限度」を超過することはありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土量の最小化 ・低騒音型機械の導入 ・仮囲いの設置 ・資機材の運搬の分散 ・車両の運行管理（車両の集中の抑制） など
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>予測結果は、敷地境界の規制基準等（環境基準）を満足します。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>現状で環境基準を超過している箇所があるため、すべての地点で環境基準を満足する訳ではありませんが、騒音レベルの増加量は最大で2dBであり、大きな影響とはなりません。市町村長が道路管理者に対して交通規制や道路構造改善などを要請するための基準である「要請限度」を超過することはありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の騒音対策 ・搬入車両の騒音対策（住宅地や通学路の近くを通らないように指導する）

■騒音の予測結果

区分	影響要因	時間区分	単位	予測地点 (最大となる地点)	予測結果	規制基準等
工事期間中	造成等の施工 建設機械の稼働	昼間	dB	敷地境界の最大地点	74	75 (規制基準)
	資機材運搬車両の走行	昼間	dB	最も高い道路端	73	75 (要請限度)
存在・供用時	施設の稼働	朝・夕	dB	敷地境界の最大地点	51	60 (規制基準)
		昼間	dB		51	65 (規制基準)
		夜間	dB		49	60 (規制基準)
	廃棄物運搬車両の走行	昼間	dB	最も高い道路端	72	75 (規制基準)

注1) 施設配置は、合棟・別棟のうち、高い方の予測結果の値です。

注2) 平日・休日のうち、高い方（平日）の予測結果の値です。

【4. 低周波音】

評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>予測結果は、「一般環境中に存在する低周波音圧レベル」とされる参考指標を満足します。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <p>・施設・設備の騒音・振動対策</p>

■低周波音の予測結果

区分	影響要因	単位	予測地点 (最大となる地点)	予測結果	参考指標
存在・供用時	施設の稼働	dB(L ₅₀)	最も高い予測地点	70	90
		dB(L _{G5})		77	100

【5. 振動】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工及び建設機械の稼働による影響】</p> <p>予測結果は、敷地境界の規制基準等を満足します。</p> <p>【資機材運搬車両の走行による影響】</p> <p>予測結果は、市町村長が道路管理者に対して交通規制や道路構造改善などを要請するための基準である「要請限度」を超過することはありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <p>・低振動機器の導入</p> <p>・資機材の運搬の分散</p> <p>・車両の運行管理 など</p>
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>予測結果は、敷地境界の規制基準等を満足します。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>予測結果は、市町村長が道路管理者に対して交通規制や道路構造改善などを要請するための基準である「要請限度」を超過することはありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <p>・施設・設備の振動対策</p> <p>・搬入車両の振動対策(住宅地や通学路の近くを通らないように指導する)</p>

■振動の予測結果

区分	影響要因	時間区分	単位	予測地点 (最大となる地点)	予測結果	規制基準等
工事期間中	造成等の施工 建設機械の稼働	昼間	dB	敷地境界の最大地点	57	75 (規制基準)
	資機材運搬車両の走行	昼間	dB	最も高い道路端	52	70 (要請限度)
存在・供用時	施設の稼働	昼間	dB	敷地境界の最大地点	52	65 (規制基準)
		夜間	dB		52	60 (規制基準)
	廃棄物運搬車両の走行	昼間	dB	最も高い道路端	50	70 (要請限度)

注1) 施設配置は、合棟・別棟のうち、高い方の予測結果の値です。

注2) 平日・休日のうち、高い方(平日)の予測結果の値です。

【6. 水質汚濁】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>10年に1度の割合で発生すると推定される大雨においても、洪水調整池を介して流下する雨水による、桂川の浮遊物質濃度の上昇はわずか（130ppm → 130.9ppm）です。</p> <p>また、造成等の施工時の雨水の流出による水底の底質への影響はありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水の処理（洪水調整池の設置）
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度のいずれも影響はわずかであり、良好な現況の水質から変化はなく、環境基準を満足します。</p> <p>【施設の稼働による影響】</p> <p>生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、全りん及び全窒素は、いずれも影響はわずかであり、良好な現況の水質から変化はありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水施設の整備 ・雨水排水の流出抑制（洪水調整池の設置） ・浄化槽排水の定期的な測定 など

■水質汚濁の予測結果

区分	影響要因	予測項目	単位	予測地点	予測結果	現況値
工事期間中	造成等の施工	浮遊物質濃度	mg/L	桂川下流	130.9	130
		底質のダイオキシン類	pg-TEQ/g	桂川下流	0.21	0.21
存在・供用時	施設の存在	生物化学的酸素要求量	mg/L	桂川下流	現況から変化なし	<0.5~1.5
		浮遊物質濃度	mg/L			2~4
	施設の稼働	生物化学的酸素要求量	mg/L	桂川下流	0.5	0.5
		浮遊物質濃度	mg/L			1
		全りん	mg/L			0.2
		全窒素	mg/L			1

【7. 水象】

評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>降雨時の雨水排水は、洪水調整池を介して桂川に放流しますが、放流量は桂川の流量に対して100分の1以下であり、桂川の流量への影響はありません。また、地下に溶岩層からなる不透水層が存在しているため、施設の存在による雨水の地下水涵養の減少の影響はないと考えられます。</p> <p>【施設の稼働による影響】</p> <p>地下水の水質解析の結果、小沼第1・第2水源、小沼湧水地及び小沼浅間神社の湧水とは水脈が異なるため、計画施設での揚水が、これらの場所の地下水位や湧出量への影響はないと考えられます。新高区第1水源・第2水源とは同じ水脈であると考えられますが、地下水が豊富であり、ポンプ停止後の地下水位の回復が速いため、影響はないと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水の流出抑制（洪水調整池の設置） ・地下水の涵養（桂川沿岸部の森林地を残置） ・雨水の利用

【8. 地盤沈下】

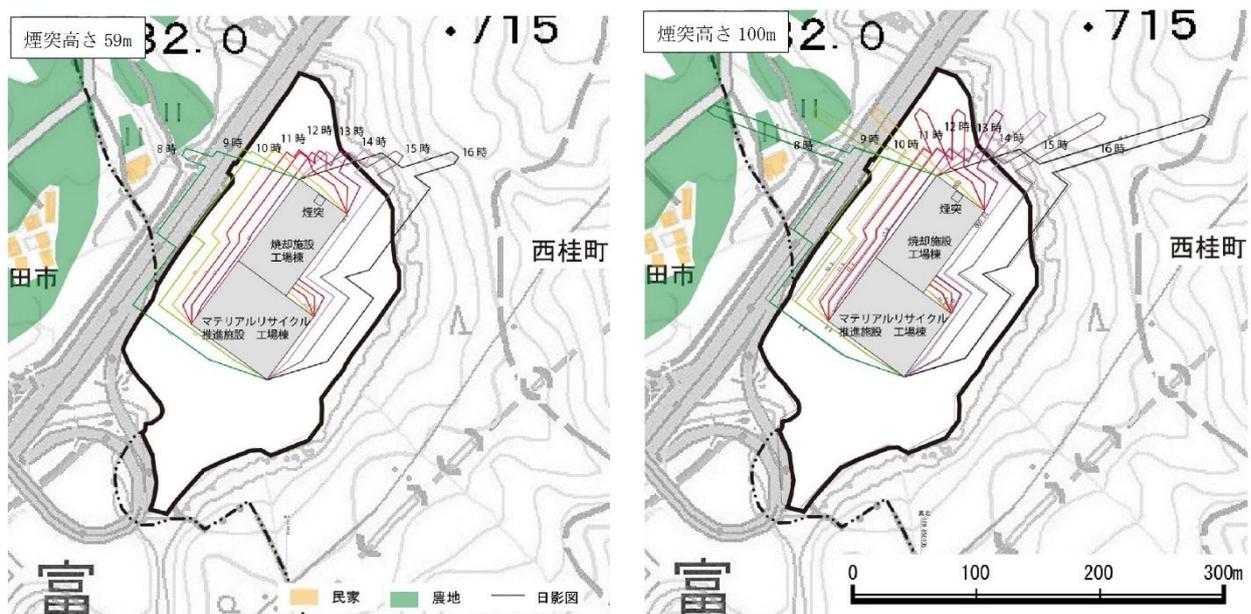
評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>周辺では地盤沈下は確認されておらず、取水可能量に対し計画施設での取水量は少ないため、地下水位への影響は小さく、地盤沈下を引き起こすことはないと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水使用量の削減（プラント排水の場内での再利用）

【9. 土壌汚染】

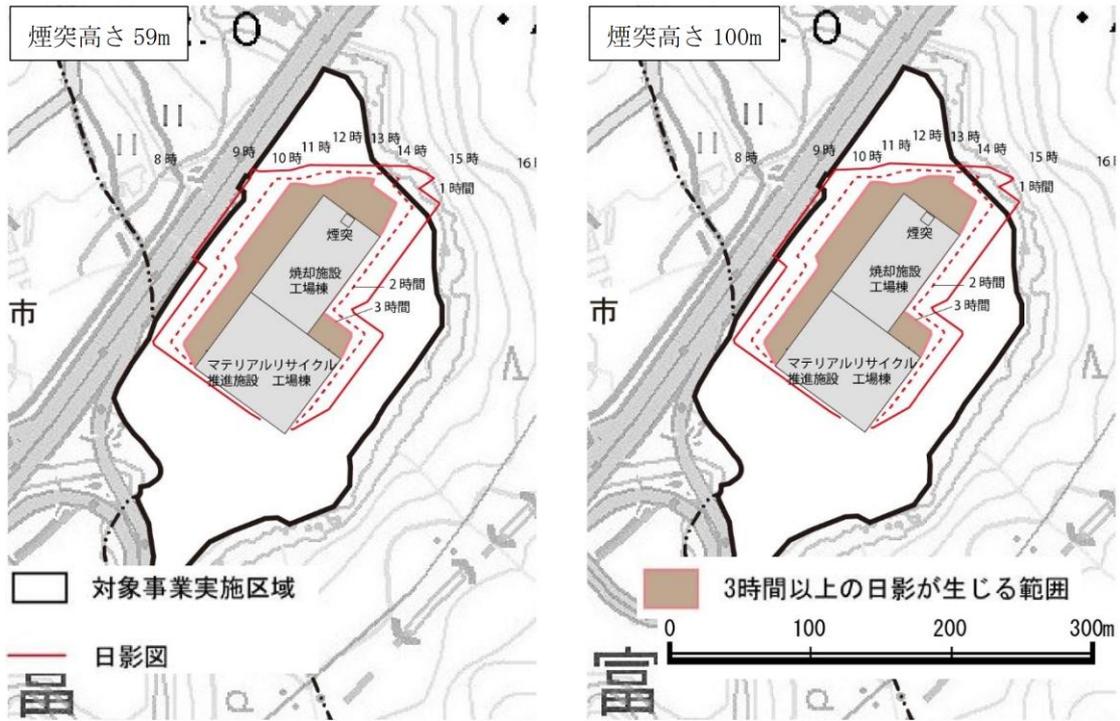
評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>対象事業実施区域内の土壌は、土壌の環境基準とダイオキシン類の環境基準を満足しており、外部から土砂を調達する場合でも、事前に土壌汚染がないことを確認するため、土壌汚染の影響はありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土の抑制
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>ごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類が周辺の土壌に降下するとしても、現況の土壌のダイオキシン類濃度は低く、また寄与率は0.54%と小さいため、周辺地域の土壌中のダイオキシン類への影響はありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスのダイオキシン類対策 ・排ガスの排出濃度の管理

【10. 日照阻害】

評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>煙突を100mとした場合は、周辺の農地に煙突の影がかかりますが、短時間です。秋分の日に3時間以上の影が生じる範囲は敷地内に限られ、農地に達しないため、周辺の農地への影響はありません。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突位置の配慮（煙突をできる限り東側に配置）



時刻別日影図（合棟の場合）



等時間日影図（合棟の場合）

【11. 植物】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>保全すべき種のうち、ヘラオモダカ、スジヌマハリイ及びタウコギについては、造成等の施工により生育個体及び生育環境が失われます。このため、環境保全措置（代償）を講じます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の残置 ・ 郷土種を用いた緑化 ・ 光の漏洩防止 <p>【環境保全措置（代償）】</p> <p>敷地内に生育環境を創出し、対象種を含む湿生植物の生育を確保します。</p>
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>保全すべき種のうち、日照障害や構内照明の影響が及ぶ範囲の生育個体は、造成等の施工により失われるため、施設の存在による影響はありません。</p>	



スジヌマハリイ



タウコギ

【12. 動物】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工、建設機械の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>保全すべき種のうち、カヤネズミ、フクロウ、モートンイトトンボ、コオイムシ及びコガムシについては、造成等の施工により生息環境の一部又は全部が失われます。フクロウは影響が小さいと考えられますが、他の4種については影響があると考えられるため、環境保全措置（代償）を講じます。</p> <p>シマヘビについてロードキル（轢死）の可能性があります、運転者への注意喚起を行うことにより、効果的に低減できるため、影響は小さいと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動機器の導入 ・運転者への注意喚起 ・施設・設備の騒音・振動対策 ・施設からの光の漏洩防止など <p>【環境保全措置（代償）】</p> <p>敷地内に生息環境を創出し、対象種の生息を確保します。</p>
存在・供用時	<p>【施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>施設の存在に伴う構内照明や、施設の稼働に伴う騒音・振動については、保全すべき動物に対する影響はないと考えられます。</p> <p>シマヘビについてロードキル（轢死）の可能性があります、運転者への注意喚起を行うことにより、効果的に低減できるため、影響は小さいと考えられます。</p>	



カヤネズミの巣



モートンイトトンボ

【13. 水生生物】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>保全すべき種のうち、ヒラマキミズマイマイ、コオイムシ及びシマゲンゴロウについては、造成等の施工により生息環境の一部又は全部が失われ、影響があると考えられるため、環境保全措置（代償）を講じます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水の処理（洪水調整池の設置） ・浄化槽排水の定期的な測定 など
存在・供用時	<p>【施設の存在、施設の稼働による影響】</p> <p>施設の稼働に伴う雨水排水や、浄化槽排水による保全すべき動物に対する影響はないと考えられます。</p>	<p>【環境保全措置（代償）】</p> <p>敷地内に生息環境を創出し、対象種を含む水生生物の生息を確保します。</p>

【14. 生態系】

	評価の結果	環境保全
存在・供用時 工事期間中	<p>【造成等の施工、施設の存在による影響】</p> <p>生態系の上位種であるチョウゲンボウと、里地・里山の生態系の構成員として典型的な種であるアカネズミを取り上げ、地域を特徴づける生態系への影響を検討した結果、生態系の構成員や食物連鎖の状況には変化はないと判断されました。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動機器の導入 ・運転者への注意喚起 ・濁水の処理（洪水調整池の設置） ・森林の残置 ・郷土種を用いた緑化 など <p>【環境保全措置（代償）】</p> <p>敷地内に生息環境を創出し、対象種の生息を確保します。</p>



コオイムシ



コガムシ



シマゲンゴロウ



チョウゲンボウ

【15. 景観・風景】

	評価の結果	環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設配置 施設配置については、別棟案は煙突が東側に位置し、合棟案と比較して煙突が周囲から視認しにくいいため、景観に対する影響はより小さくなります。 ・煙突高さ 煙突高さについては、煙突59mよりも煙突100mの場合には目立ち、煙突上端が山の稜線を超える範囲が広がるため、景観に対する影響は比較的大きくなります。 ・色彩 無彩色、ベージュ系、緑系、青系の場合はそれぞれに特徴がありますが、違和感の少ない外観とすることは可能です。 ・シークエンス景観（視点が移動する場合の景観） 中央自動車道 富士吉田線（上り線）では、5km以上先から計画施設が視認できることとなりますが、煙突高さ59mの場合には、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設と同様の見え方です。中央自動車道富士吉田線（下り線）の進行方向に富士山の眺望がある地点では、計画施設は尾根に隠れるため、富士山の眺望を阻害することはありません。 <p>計画施設の意匠・外観は、工事施工事業者が設計することとなり、予測には不確実性があるため、環境保全措置（最小化）を講じます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突位置の配慮（煙突をできる限り東側に配置） ・意匠への配慮（色彩はアースカラーを基本とする）など <p>【環境保全措置（最小化）】</p> <p>目立ちにくい位置への煙突の配置、煙突の高さ、壁の分割や色分け等により、目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用します。</p> <p>また、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行います。</p>



合棟案（煙突 59m）



合棟案（煙突 100m）



別棟案（煙突 59m）



別棟案（煙突 100m）

【16. 人と自然との触れ合い活動の場】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>桂川では、釣りが盛んで、散策・ウォーキングや水遊びの利用がみられます。</p> <p>計画施設では洪水調整池を設けるため、工事中の大雨時にも雨水排水は桂川の水質に影響を与えないことから、人と自然との触れ合い活動の場への影響はないと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水の処理（洪水調整池の設置）

【17. 廃棄物・発生土】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>発生した建設廃棄物、建設発生土は、「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月 国土交通省）の達成基準値に適合するよう再資源化・有効利用することを、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づけるため、廃棄物・発生土の発生量は最小化されます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土の抑制 ・建設発生材の資源化
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>本組合は構成市町村とともに循環型社会形成推進地域計画を策定し、計画的にごみの減量化を進めており、今後も減量化等を進めるため、ごみ焼却施設からの焼却灰及び飛灰の発生量は最小化されます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の推進

【18. 大気汚染物質・水質汚濁物質】

評価の結果		環境保全
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>大気汚染物質の低減策による公害防止基準の遵守により、大気汚染物質の排出量は低減されます。また、合併浄化槽排水の管理による公害防止基準の遵守により、水質汚濁物質の排出量は低減されます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策の実施（ろ過式集じん器、有害ガス除去設備等） ・浄化槽排水の定期的な測定 など

■大気汚染物質、水質汚濁物質の予測結果

区分	影響要因	予測項目	単位	予測結果 (公害防止基準の遵守による削減量)	
存在・供用時	施設の稼働	大気汚染物質	硫黄酸化物	m ³ /日	977.7
			窒素酸化物	m ³ /日	203.2
			ばいじん	kg/日	23.9
			塩化水素	m ³ /日	454.1
			水銀	g-Hg/日	-
			ダイオキシン類	mg-TEQ/日	0.060
		水質汚濁物質	生物化学的酸素要求量	g/日	27.0
			浮遊物質	g/日	-
			全りん	g/日	-
			全窒素	g/日	-

【19. 温室効果ガス等】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行による影響】</p> <p>地形を生かした設計を行い、土砂の運搬を最小化し、工事中の運搬車両の台数を少なくすることで、温室効果ガスの排出量が削減されます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残土の抑制
存在・供用時	<p>【施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>ごみ焼却施設での可燃ごみの焼却処理により発生した熱を用いて発電を行い、計画施設全体の電力供給を行った上で、余剰分を外部に供給することで、温室効果ガスの排出量が削減されます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の外部供給（発電）

■温室効果ガスの予測結果

区分	影響要因	電力の外部供給量 (kWh/年)	温室効果ガス削減貢献量 (t-CO ₂ /年)
存在・供用時	施設の稼働	13,080,100	5,506.7

【20. 地域交通】

評価の結果		環境保全
工事期間中	<p>【資機材運搬車両の走行による影響】</p> <p>地域交通No.1（県道718号と市道小明見上暮地線の交差点）では、現状で平日の7時台及び17時台に道路の交通容量を上回っていますが、この時間帯には工事関係者の通勤車両のみが走行するため、著しい交通渋滞起こらないと考えられます。地域交通No.2（県道718号と町道池ノ頭線の交差点）では、渋滞は発生しないと考えられます。</p> <p>通勤・通学の時間帯には、資機材運搬車両は従道路（市道小明見上暮地線、町道池ノ頭線）を通行しないよう制限するため、横断者への直接的な影響はないと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の搬入の分散 ・ 搬入ルートの工夫
存在・供用時	<p>【廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>地域交通No.1では、現状で平日の7時台及び17時台に道路の交通容量を上回っていますが、この時間帯には廃棄物運搬車両は走行しないため、渋滞の発生には寄与しません。地域交通No.2では、渋滞は発生しないと考えられます。</p> <p>通勤・通学の時間帯には、著しい交通渋滞の発生はなく、主道路（県道718号富士吉田西桂都留線）では交通量のピーク時間帯（7時台、17時台）には廃棄物運搬車両は走行しないため、交通事故のリスクを高めることはないと考えられます。</p>	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入ルートの工夫

6. 複数案に関する総合評価

造成工事のパターンや煙突高さ、施設の配置及び色について複数案を設定して影響評価を行った結果を総合的に評価しました。

【1. 造成工事のパターン】

造成工事では、切盛土のバランスを取ることで土砂の搬入・搬出量が少なくなるため、資機材運搬車両の通行台数が減り、大気質、騒音、振動の影響が小さく、温室効果ガスの排出量は最も少なくなります。

このため、造成工事に関する設計を行う工事施工事業者に対して、極力、土砂の搬入・搬出量が少なくなる工法を誘導することで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

【2. 煙突高さ】

大気質については、煙突高さが高いほど、ごみ焼却施設の排ガスの着地濃度が低くなると予測されましたが、煙突高さによる着地濃度の差は、環境基準等の設定濃度よりも1桁以上低い濃度であるため、煙突高さによる低減効果は比較的小さいと考えられます。

景観や日照障害については、煙突が高いほど景観に与える影響は大きく、煙突高さを低くすること以外に効果的な最小化の方法はありません。

このため、大気汚染物質の着地濃度ができるだけ低くなるよう煙突高さを確保しつつ、航空法による昼間障害標識（赤白の塗装）や航空障害灯の設置が必要ない上限の、煙突高さ59mを基本とすることで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

【3. 施設の配置】

騒音、振動及び日照障害については、工事中の敷地境界で合棟案と別棟案との差は概ね小さいと予測されました。廃棄物・発生土については、建設廃棄物の発生量は合棟案の方がやや少ないと予測されました。景観では、施設配置の違いからくる煙突の位置違いにより影響に差があり、煙突が東側にある方が影響は小さいと予測されました。

このため、施設配置に関する設計を行う工事施工事業者に対して、煙突をできるだけ外部から目立ちにくい敷地の東側に配置することを仕様書に明記することで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

【4. 施設の色】

施設の色については、無彩色、ベージュ系、緑系、青系の4案について比較しましたが、それぞれに特徴があり、際立って影響が大きいものはないと考えられました。

施設の色や意匠に関する設計を行う工事施工事業者に対して、建物の基調色の色彩はアースカラーを基本とし、彩度を抑え、反射率も低く抑えること、また壁の分割や色分け等により目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用することを仕様書に明記します。さらに、完成予想パース図を提出させて景観への影響を工事施工事業者の選定の要素の一つとし、設計に関して景観への影響が最小化されるよう協議を行うことで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

7. 準備書の縦覧・意見書の提出について

山梨県環境影響評価条例に基づき、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価準備書」を縦覧しています。この準備書に対して環境保全の見地からのご意見のある方は、環境影響評価を行う事業者に対して意見書を提出することができます。

縦覧期間

令和8年2月9日（月）～3月9日（月）（平日のみ）
午前9時から午後4時30分まで（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所

組合事務所、山梨県県民情報センター、西桂町税務住民課
※縦覧期間中は組合ホームページ（<https://www.ftkkk.jp/info/65>）でも準備書を閲覧できます。

意見書の提出方法

環境保全の見地からご意見がある方は、所定の様式*に記入し、下記提出先へご郵送ください。様式のダウンロードは組合ホームページにございます。
（<https://www.ftkkk.jp/info/65>）

提出先

富士・東部広域環境事務組合 事務局 建設課
〒403-0002 富士吉田市小明見3丁目11-32
TEL：0555-28-5145

意見書の提出期限

令和8年3月23日（月）（当日消印有効）

意見書に記載する事項

- ① 氏名・住所（法人その他の団体は、名称・代表者の氏名・事務所の所在地）
- ② 環境影響評価準備書の名称
- ③ 環境影響評価書についての「環境保全の見地からのご意見」（意見の理由を含めて、日本語で記載してください。）

※ 意見書の様式は、組合ホームページをご確認ください。

住民説明会

令和8年2月25日（水）：富士吉田市環境美化センター3階会議室 午後6時30分より
令和8年2月26日（木）：西桂町きずな未来館2階研修室 午後6時30分より

問い合わせ先
（上記「提出先」と同様）

富士・東部広域環境事務組合 事務局 建設課
〒403-0002 富士吉田市小明見3丁目11-32
TEL：0555-28-5145